

財団法人越前市文化振興事業団寄附行為

(平成4年4月1日)

改正 平成17年10月1日認可

(題名改称)

目次

- 第1章 総則(第1条～第4条)
- 第2章 資産及び会計(第5条～第13条)
- 第3章 役員及び職員(第14条～第20条)
- 第4章 理事会(第21条～第26条)
- 第5章 評議員及び評議員会(第27条～第28条)
- 第6章 寄附行為の変更及び解散(第29条～第30条)
- 第7章 補則(第31条～第32条)

附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人越前市文化振興事業団という。

(平17年10月1日・全改)

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を越前市高瀬二丁目3番3号越前市文化センター内に置く。

(平17年10月1日・一部改正)

(目的)

第3条 この法人は、越前市における文化の振興及び保存に関する事業を行い、独自の地域性・特性を生かした文化の育成を図り、越前市の文化芸術活動の活性化に寄与することを目的とする。

(平17年10月1日・一部改正)

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 演劇、音楽、美術等の芸術文化事業、伝統文化の保存並びに文化振興に関する調査研究及び普及啓発
- (2) 越前市の文化施設等の管理運営
- (3) 観光の振興に関する事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(平17年10月1日・一部改正)

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産に区分する。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産とする。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事会の定めるところにより理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関へ預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員の同意を経、かつ、福井県知事及び福井県教育委員会の承認を得て、その一部に限りこれを処分し、又は担保に供することができる。

(平17年10月1日・一部改正)

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会において現在理事数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、福井県知事及び福井県教育委員会に届けなければならない。これらの内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(平17年10月1日・一部改正)

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3箇月以内に福井県知事及び福井県教育委員会に報告しなければならない。

(平17年10月1日・一部改正)

(剰余金の処分)

第13条 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て損失補てんのための準備金として積みたて、又は翌年度の収入若しくは基本財産に繰り入れるものとする。

第3章 役員及び職員

(役員)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事 10人以上15人以内(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)
- (5) 監事 2人

(平17年10月1日・一部改正)

(役員を選任)

第15条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- (2) 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- (3) 常務理事は、理事長が理事のうちから指名する。
- (4) 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- (5) 理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれの理事現在数の3分の1以下としなければならない。また、同一の業界関係者の数は、現在理事数の2分の1以下としなければならない。
- (6) 監事には、本財団の理事の親族その他特別の関係のある者及び職員が含まれてはならない。また、監事は相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- (7) 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を福井県知事及び福井県教育委員会に届けなければならない。
- (8) 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を福井県知事及び福井県教育委員会に届けなければならない。

(平17年10月1日・一部改正)

(役員職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 常務理事は、常務を処理し、事務局を指揮監督する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行に関し、審議決定する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は福井県知事若しくは福井県教育委員会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときに、理事会若しくは評議員会の招集を請求し、又は第4章若しくは第5章の定めにかかわらず、理事会及び評議員会を招集すること。

(平17年10月1日・一部改正)

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じたときは、遅滞なく補充しなければならない。
- 3 補充又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、就任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員とふさわしくない行為があると認められるとき。

(平17年10月1日・一部改正)

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(平17年10月1日・一部改正)

(事務局及び職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局に関する諸規定は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第22条 理事会は、必要に応じて理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事現在数の3分の1以上の者又は監事から会議の目的を明示して請求があったときは、遅滞なく理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会の招集は、開催時期、場所及び会議の目的事項を示した書面をもって、開催日の5日前までに各理事に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(議長、定足数及び議決)

第23条 理事長は、理事会の議長をつとめる。

- 2 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 理事会の議決は、この寄附行為に特別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第23条及び第24条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(専決処分)

第24条の2 理事長は、緊急の必要がある場合において理事会を招集する暇がないと認められるときは、理事会の議決に代えて専決処分することができる。この場合において、理事長は、次の理事会にこれを報告し、承認を求めなければならない。

(権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 資金の借入方法及び借入限度額
- (2) 重要な諸規定の制度又は改廃
- (3) 財産の取得、管理の方法及び処分

(4) その他この法人に関する重要な事項

2 理事会の議事は、この寄附行為に特別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事(書面表決者及び表決委任者を含む)の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその会議において、議長が選任した議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(平17年10月1日・一部改正)

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第27条 この法人に、評議員を10人以上15人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員は、理事及び監事を兼ねることができない。

4 評議員は、第17条、第18条及び第19条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第28条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員の互選で決める。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第22条第2項及び第3項、第23条第2項及び第3項、第24条、第25条並びに第26条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各号で定めるもののほか、評議員会運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

(平17年10月1日・一部改正)

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為を変更するときは、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福井県知事及び福井県教育委員会の認可を受けなければならない。

(平17年10月1日・一部改正)

(解散及び残余財産の処分)

第30条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれの4分の3以上の議決を経、かつ、福井県知事及び福井県教育委員会の許可があったとき解散する。

2 この法人を解散したとき有する残余財産は、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福井県知事及び福井県教育委員会の許可を得て、越前市又はこの法人と類似の目的をもつ法人に寄附するものとする。

(平17年10月1日・一部改正)

第7章 補則

(備付け書類及び帳簿)

第31条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第32条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。

(設立当初の事業年度)

2 この法人の当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、法人の設立の日から、平成5年3月31日までとする。

(設立初年度の事業年度及び収支予算)

3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(設立当初の役員)

4 この法人の設立当初の役員は、第15条第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第17条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

(設立当初の評議員)

5 この法人の設立当初の評議員は、第27条第2項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとする。

(施行期日)

6 この寄附行為は、平成12年9月1日から施行する。

7 この寄附行為は、福井県知事の許可のあった(平成16年12月15日)から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、福井県知事及び福井県教育委員会の許可のあった日(平成17年10月1日)から施行する。